白山指定訪問看護ステーション「こころ」
白山指定介護予防訪問看護ステーション「こころ」
運営規程

（事業の目的）
第1条
医療法人白山会が開設する白山訪問看護ステーションこころ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、医療保険各法及び介護保険法の趣旨に従って適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）
第2条
1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4 事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
5 指定訪問看護の提供にあたっては、医療保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
6 指定訪問看護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医へ情報提供を行うものとする。

（事業所の運営）
第3条
指定訪問看護の提供にあったては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、原則、第三者への委託は行わないものとするが、災害時等の緊急事態においては委託を考慮する。

（事業所の名称等）
第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）名称　　白山訪問看護ステーション こころ
（2）所在地　春日井市庄名町 1011 番地 25
（3）電話:0568-37-0571　FAX:0568-37-0572
（4）管理者　看護師 塩見 沙知
（5）介護保険指定番号:2362590198

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
1 管理者 1名（看護職員と兼務）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう管理を行います。従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。

2 看護職員　看護師　 2.5 名以上（常勤換算）
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。
3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2 名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

4 事務員 1 名以上
事務員は介護報酬請求処理や事務全般を行う

（営業日及び営業時間）
第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
1 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月4日までを除く。
2 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

（事業の内容）
第7条 事業の内容は次のとおりとする。
1事業所で行う指定訪問看護は利用者の心身機能維持回復を図るよう以下の事業を行う。
(1)訪問看護計画書の作成及び利用者またはその家族への説明
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状態を踏まえて、療養上の目標を達成するための
具体的なサービス内容
① 病状・障害の観察
② 清拭・洗髪等による清潔の保持
③ 食事および排泄等日常生活の介助
④ 床ずれの予防・処置
⑤ リハビリテーション
⑥ ターミナルケア
⑦ 認知症患者の看護
⑧ 療養生活や介護方法の指導
⑨ カテーテル等の管理
⑩ その他医師の指示による医療処置
⑪ 家族相談と支援
⑫ 在宅移行支援
(2)訪問看護計画書に基づく指定訪問看護

（利用料等）
第8条
1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額、または、医療保険各法に基づく本人負担分を徴収するものとする。
2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
① 実施地域を越えた地点から、片道 1 キロを超えるごとに 50 円
3 サービスの利用を休む場合はキャンセル料が 600 円発生する。但し、以下の場合は不要とする
① 利用予定前日の 17 時までに連絡があった場合
② 利用者の病状の急変等、やむをえない場合

（通常の事業の実施地域）
第9条　通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、名古屋市守山区の一部の区域（上志段味・中志段味）とする。

（衛生管理等）
第 10 条
1　事業所は、看護師等の清潔の保持及健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
2　事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に揚げる措置を講じるものとする。
（1）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
（2）事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。
（3）事業所において、職員に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）
第 11 条　看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(相談・苦情対応)
第12条
管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待の防止に関する事項）
第 13 条
1事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
（1）虐待防止の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
（2）虐待防止のための指針の整備
（3）虐待を防止するための定期的な研修（年 1 回以上）
（4）措置を適切に実施するための担当者の設置
2事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第 14 条
1事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
3事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故処理）
第 15 条
1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（職員の服務規律及び質の確保）
第 16 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
（1） 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
（2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
（3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
（4） ステーションは、全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。
(5) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する

（職員の勤務条件）
第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人白山会の就業規則による。

（職員の健康管理）
第 18 条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

（守秘義務及び個人情報の保護）
第 19 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。
1.従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

第 20 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人白山会の役員会において定めるものとする。

附則
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日に改定する。
この規定は、平成 27 年 10 月 1 日に改定する。
この規定は、平成 28 年 8 月 1 日に改定する。
この規定は、平成 29 年 6 月 22 日に改定する。
この規定は、平成 30 年 10 月 1 日に改定する。
この規定は、令和1年7月 1 日に改定する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日に改定する。
この規定は、令和 4 年 6 月 1 日に改定する。

この規定は、令和６年６月１日に改定する。
この規定は、令和7年2月17日に改定する。
この規定は、令和８年９月１日に改定する。